

令和4年第1回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和4年3月18日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	中村公彦君
政策推進監	北野高史君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君

出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第6号

令和4年3月11日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第4-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
- 日程第3 議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
 議案第25号 笠間市消防団員の任免，定員，服務等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例について

- 議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例について
- 議案第28号 動産購入契約の締結について
- 議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第4 議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算
- 議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第40号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 令和4年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第42号 令和4年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第44号 令和4年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第45号 令和4年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第46号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第4-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
- 日程第3 議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 笠間市消防団員の任免，定員，服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例について
- 議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例について
- 議案第28号 動産購入契約の締結について
- 議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第4 議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算
- 議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第40号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第41号 令和4年度笠間市介護保険特別会計予算
議案第42号 令和4年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
議案第44号 令和4年度笠間市立病院事業会計予算
議案第45号 令和4年度笠間市水道事業会計予算
議案第46号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計予算
議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算
-

午前10時00分開議

開議の宣告

- 議長（石松俊雄君） 定刻となりました。改めまして、皆さんおはようございます。
御報告申し上げます。
ただいまの出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者並びに議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。
-

議事日程の報告

- 議長（石松俊雄君） 日程について、報告申し上げます。
本日の議事日程は、議事日程第6号のとおりといたします。
これより議事に入ります。
-

会議録署名議員の指名について

- 議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番村上寿之君、10番石井 栄君を指名します。
-

請願第4-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」 採択の請願書

- 議長（石松俊雄君） 日程第2、請願第4-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書を議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより付託委員会の総務産業委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 笠間市議会定例会において、総務産業委員会に付託になりました、請願第4－1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書につきまして審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

初めに、本案に対し、賛成の立場からの意見ではありますが、最低賃金を上げることで経済も物価上昇につながるだけではなく、経済の物流、ものの価値など、いろいろなものが上昇し、経済の循環もよくなると思うとの意見がありました。

次に、反対の立場からの意見ではありますが、地域間格差を縮小させるための施策を進めることについては、都市部と地方部の中で地域間格差があるため、それを是正するために、多くの企業は地域手当を基本給に上乘せをして各種手当に反映させている。

次に、最低賃金を1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すことについては、最低賃金法という法律に基づいて、労働者代表と経営者代表とで議論をして、そこで相反する部分が出た際に公益委員が入り、地域間のいろいろな問題を調査している。その結果、毎年賃金が上がっているわけである。よって、いきなり全国一律に賃金を上げることには無理がある。

次に、中小企業に対する具体的経済支援を拡充することとあるが、中小企業が発展しないと日本経済が発展していかないという観点から、国は中小企業に対し、協力基金であったり税制面でも優遇されていたり、また、金融面での支援や経営相談に当たったりと、いろいろな形での支援を既に行っている。このようなことから、最低賃金の問題は、最低賃金法に基づく公益委員、労働側、経営側の議論の中で決めていくべきであるとの意見がありました。

以上のような、賛成の意見、反対の意見を踏まえ、採決の結果、賛成少数により当請願を不採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました、請願第4－1号の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

なお、この討論につきましては、ただいまの委員長の報告が不採択でありますので、不採択から遠いほうの意見、請願に対し、賛成の方から先に発言をしていただきます。

それでは、10番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論をいたします。日程第2、まず、請願第4-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願に、賛成する立場で討論をいたします。

請願第4-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択を求める請願は、一つは、政府は全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。2番、政府はワーキングプアをなくすため、最低賃金を即時、時給1,000円以上に引き上げ、時給1,500円を目指すこと。3、政府は、最低賃金の引き上げとセットに、中小企業への具体的支援策を拡充すること。

上記3項目の実施を求める意見書を、総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、茨城地方最低賃金審議会会長に提出することを求めるものであります。

勤労者の雇用状況では、非正規労働者が現在2,000万人を超えており、その多くが若者と女性、高齢者で占められる状態になっております。非正規雇用労働者の多くは、フルタイムで働く方でも年収は200万円以下の状況にあり、経済的自立も難しい状態にあります。これは少子化の要因ともなっており、社会保障制度の維持にも否定的な影響を与え、地域経済の衰退を招く要因ともなっております。コロナ禍は、貧困と格差を拡大し、生活困窮に拍車をかけております。

昨年10月から茨城県の最低賃金は28円引き上げになり、時給879円になりました。しかしこの金額は、全国加重平均930円に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さになっております。東京や神奈川では、最低賃金が2019年10月から1,000円を超え、現在は東京が1,041円、神奈川が1,040円になっています。

日本の最低賃金制度の問題点は、最低賃金が低すぎて生活できない。2、全国一律制でないため、最低賃金の高い都県に労働者が流出するような構造になっている。それから、中小企業支援策が不十分である。この三つであります。この問題は、この間、大きく言えば変わらない構造的な問題となっております。

2020年2月から5月にかけて、県内で、最低生計費試算調査を実施した茨城労連の調査では、水戸市在住の25歳の青年労働者の毎月の最低生計費は、男性25万2,987円、女性25万1,124円で、年額に換算すると約300万円になります。月150時間で計算すると、時給は男性1,687円、女性1,674円になります。この結果は、東京をはじめ他の府県ともほとんど差がない状態との調査報告でした。

この間に行われました議員の皆様との討論を通じまして、勤労者の賃金等の問題を解決し、市民生活の向上を図りたいという共通の思いを改めて確認できたところであります。

この件に関しまして、問題を正確に理解されますよう、幾つかの点で論点を整理し、意見を述べさせていただきます。

第1は、生計費は、25歳青年の男女比較で、東京でも茨城でも全国的にはほぼ同じ金額になっているという調査結果が出たということです。その要因の一つとして、ワンルームマンション、1Kアパートは東京の家賃は高くなっていますが、東京では自家用車を所有する青年は少なく、茨城県は家賃は低くなっていますが、通勤に必要なため自家用車を持つ人が多いこともあり、自動車等の維持費用が加わり、1か月の生計費は水戸市内と東京でほとんど同じであったという調査結果です。この調査結果からも、最低賃金を全国一律1,500円にする必要があることが明らかになったという調査結果であります。

2番目、ワーキングプアをなくすため、この請願では、今すぐ取り組むことは最低賃金を1,000円以上に引き上げることが必要であり、1,500円は段階的に目指す目標です。現状の879円を1,000円に引き上げるためには、茨城で121円の引き上げが必要であり、それを上回る東京、神奈川を除く全国で取り組まれることとなります。1,000円が当面の課題です。最低賃金の引き上げは、ワーキングプアをなくしていくために有効な施策であり、そのための必要条件ではありますが、十分な条件でないことは自明です。ワーキングプアをなくすために、社会福祉的な施策を行うことは、当然必要です。しかし、最低賃金を引き上げることなしに、ワーキングプアをなくすことはできないのが現状であります。

第3、しっかりとした政治や施策、経済政策など多くの人に受け入れられる施策に取り組んでいくことの課題の一つに、全国一律最低賃金制度の確立があります。

4番、そもそも賃金というものは、労働者と雇用者の契約であり、労働者の需要と供給のバランスで決まるものですという議論も一部にあります。労働者と雇用者との関係は、現状では対等ではありません。日本に限らず、雇用者が労働者より優越的な立場にあるため、弱い立場にある労働者の立場を守るために法制度や社会的な規制が整えられてきたことは、御承知のとおりです。最低賃金制度は、その一環であります。

第5、財政力の乏しい中小企業は、従業員の社会保険料の負担も大変な財政的負担です。事業主の社会保険料負担を軽減していくということが、最低賃金の引き上げには欠かせない措置です。

第6、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度維持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願が、毎年同様の趣旨、項目で議会に提出され、全会一致で採択されています。この課題と同様に、勤労者の最低賃金の確保により、基本的な社会生活を送ることができる環境を整えることが必要だと考えます。

参考までに、立憲民主党は中小企業支援を前提に、時給1,500円を目指し、段階的に引き上げるという方針を持っています。日本共産党は速やかに1,000円にして1,500円を目指す、社民党は1,500円とするという政策を掲げています。野党各党、同じ方向性だと受け止めております。また、自民党最低賃金一元化推進議員連盟のむたい議員は「我が国の最

低賃金の額は主要国の中では低い水準にある。最低賃金の地域間格差は解消されることなく、最低額の最高額に対する割合は78.1%である。全国一律の最低賃金を定めていない国はごく少数であり、G7、3か国で見れば、日本とカナダだけである」と述べております。

立場を超えて、力を合わせて、よりよい地域社会をつくろうではありませんか。明るい、活力ある社会をつくるためには、賃金の底上げ、それによる地域経済の発展が必要になります。

議員の皆様方には御理解と御賛同を賜りたくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 次に、5番益子康子君の発言を許可いたします。

〔5番 益子康子君登壇〕

○5番（益子康子君） 5番、政研会の益子康子です。請願第4-1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願に、反対の立場から討論いたします。

この請願書を拝読しましたが、確かに、茨城県の最低賃金は879円と、他県に比べて低いという現状はあります。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないという制度です。

東京が1,041円、神奈川が1,040円ということですが、昨今の経済状況を考えたときに、笠間市で今すぐに最低賃金を1,000円以上に引き上げるというのは、甚だ現状認識に欠けていると言わざるを得ませんし、実行不可能だと思います。もし、最低賃金を今すぐに1,000円以上に値上げしたら、ただでさえコロナ禍で経営が厳しいにもかかわらず、多くの中小企業者は雇用をする機会を失い、逆に失業者を増やすことになってしまうのではないかと思います。

さらに、この請願では、政府に対して政治決断と支援策を求めているわけですが、今、新型コロナウイルスが世界に蔓延し、さらに、ロシアのウクライナ侵攻で原油高が進み、小麦など穀物相場の急騰により、日本では株安に加え、ガソリンや食料品の値上がりが進むなど、経済への悪影響がさらに広がりかねない状況にあります。国を挙げて、この難局を乗り越えていかなければならないこの時期に、政府に対して最低賃金の引き上げと中小企業への支援策の拡充を求めることは、時期尚早と言わざるを得ません。

また、請願の内容の中に出てくる労働者の団体等が、茨城県全体の団体の統一的な意見ではなく、一部の団体の意見であること、昨年第一回定例会で同じ内容の請願を不採択としていることを鑑みても、この請願に賛同することはできません。

よって、私はこの請願に対して反対を表明いたします。最後に、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

○議長（石松俊雄君） 討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

これから原案について採決をいたします。

繰り返します。委員長報告ではなく、原案について採決をいたします。

請願第4-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」

採択の請願書を採択することに賛成の方はボタンを押してください。

請願書を採択することに賛成の方は、ボタンが赤く点灯しているかどうか確認をしてください。

よろしいでしょうか。よろしいですね。

[賛成者ボタン押下]

○議長（石松俊雄君） それでは、採決を確定いたします。投票総数20、賛成4、反対16、賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

議案第25号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例について

議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例について

議案第28号 動産購入契約の締結について

議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（石松俊雄君） 日程第3、議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議についての8件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより付託委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長田村幸子君。

[総務産業委員長 田村幸子君登壇]

○総務産業委員長（田村幸子君） 総務産業委員会審査結果報告について、今期市議会定

例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、3月3日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第22号外6件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果を申し上げます。

初めに、議案第25号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、「水火災等の出動報酬について、活動時間により報酬額が違うが、活動内容はいつからいつまでか」との質疑に対し、出動から次の出動準備等を考慮し、出動から鎮火時間プラス1時間の活動として管理をしているとの答弁がありました。

次に、議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例については、「条例を制定することに対し、区長からはどのような意見が出されたのか」との質疑に対し、「賛成、反対両方の意見があり、加入促進をお願いする際に根拠を持って明確にできる」という意見、「条例に強制力がないということから加入促進を図るのは難しい」などの意見等があったとの答弁がありました。

なお、この条例に関しては、「子育て現役世代の方々に、優しく活力のある行政区であること、そして、自助・共助・公助の観点から、行政区の役割を明確化しながら進めてほしい」、また、「この条例を基本とし運営していく中で課題も出てくると思うので、今後出た課題に対し議論をして、加入促進に向け、よりよい方向を見いだしてほしい」との意見がありました。

なお、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第28号、議案第29号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、全ての議案について、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 今期定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、3月4日に執行部より関係部課長等の出席を求め、付託されました議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例についての審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、第3条第2項における、相互理解と合理的配慮の提供の解釈についての質疑があり、合理的配慮については、無理のない範囲で提供することが定められており、合理的配慮が必要な場合は、場所や状態によって違いがある。この条項は、配慮の内容について双方が必要なものであるということを理解した上で、限られた環境の中で、でき得る最大の配慮をするというような意味合いであるとの答弁がありました。

次に、コミュニケーション環境の向上という点で、施策の対象になるツールと、具体的な施策は何かとの質疑があり、第7条から第9条で具体的に施策を進めていく方針を定めており、これまでの事業のほかに新規のものを含めおおよそ16事業がある。ツールとしては、タブレットを活用した遠隔手話のサービス導入なども新規事業として予定している。従来から取り組んできた手話通訳の養成講座も継続していく。これらの施策や条例を検討するに当たり、当事者の方の意見を踏まえる必要があると考え、意見交換を行ってきた。施策を進めていく上では、当事者目線も含め様々なものに反映して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、第9条における、非常時に障害者が情報を取得するための体制整備では、条例制度後に防災計画や避難計画を見直しするかとの質疑があり、まずは既存の情報伝達手段の検証を行い、併せて新しい仕組みを盛り込む必要があれば、福祉部局と災害担当部局と組み込んでいかなければならないとの答弁がありました。

以上のような審査を踏まえ、議案第27号について採決したところ、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、議案番号順に発言を許可をしていきます。

まず、10番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、反対討論をいたします。議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例には、本案は、令和3年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じて職員の給与を改定するため、所要の改定をするものでありますと提案理由を述べ、給与改定の内容については、一つは、月例

給与の改定は行わず、もう一つは、一般職では期末手当を現行の4.45月から4.3月分に、年間0.15月分引き下げる、このことが主な内容であります。

これは、給料月額30万円の場合、今年6月分期末手当は、昨年12月に比べて6万7,500円の減額になります。会計年度任用職員では、年間2.55月分が2.4月になるため、年間0.15月の引き下げになります。もともと期末手当が2.55月ということで、一般職員とともに影響は大きくなります。

給与改定による影響額は、概算によりますと、調整額による影響額は3,818万円余、1人当たり平均で5万3,479円、率改定による影響額は1,935万円余、1人当たり平均は2万6,845円になります。人事院勧告による減額の措置ですが、人事院勧告が引き下げでない場合には、その分は支給されることになります。

コロナ禍の中で感染予防に気を配りながら職務に励んだ職員に、勤勉手当の引き上げならまだしも、カットするというのは違うのではないのでしょうか。子育て中の方、子どもの学費などのために費用がかかる人がいるものと思います。さらに、会計年度任用職員では、もともと期末手当が2.55月ということで、一般職員より1.9月低い上に、さらにそこから0.15月引き下げで2.4月にするわけですので、影響は大きくなると思います。同時に、地方公務員の賃金は、地域の経済や賃金相場に影響を与えますので、賃金のカットは、地域の賃金水準や地域の経済にマイナスの影響を与えるものと懸念されます。

このカットがなければ、義務的経費として支給することになる費用です。カットすべきではなく、カットしないようにできますので、この条例に反対いたします。議員の皆様方には御理解と御賛同を賜りたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 次に、2番安見貴志君の発言を許可いたします。

〔2番 安見貴志君登壇〕

○2番（安見貴志君） 議席番号2番、安見貴志であります。議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例案に、反対の立場から討論をいたします。

まず申し上げたいのは、この条例案には、行政区と自治会を混同しているという点において、大きな欠陥があります。この点をよく認識していただいた上でお聞きいただければと思います。

この条例案は、行政区域内に居住する住民に、行政区への加入を促進するという趣旨でつくられ、今定例会に上程をされました。地域住民が一体となって自治組織をつくり、相互コミュニケーションを取りながら、おのおのの地区ごとに、地域ごとに必要な活動を行っていくことは、それ自体はすばらしいことであり、行政は積極的に後押しをしていくべきだと考えます。そういう視点に立てば、この条例案は、意識の啓発を図るためのものと考えられますから、一見すると、よい条例に見えてしまいます。

しかしながら、本条例案の書きぶりをよく見てみると、笠間市という一つの自治体の区

域内を、大字単位あるいは住宅団地単位等で細かくエリア分けした行政区というものと、地域住民において任意に組織される自治会というものと認識の整理ができていないばかりか、単語そのものの使い分けもできておりません。そのような混同がある中で組み立てられた条例案でありますから、万が一このまま可決をしてしまうと、後々、行政区の運営に大きな悪影響を及ぼすものと危惧します。

まずは行政区、それから自治会というものを整理してみてください。

行政区というものを一言で簡単に言うならば、市から住民への情報伝達あるいは要望や意見の集約を効率的に行うための、区域の単位ということになります。行政組織の補助的末端機関としての性格を持つくりであります。行政区は公的に区切られた単位ですから、住んでいる場所で所属が決まり、そうすると、そこに加入するとかしないとかいう意思は必要ないことになります。少し言い方を変えれば、行政区というものに加入という概念を持ち出すこと自体が、そもそもの誤りだと言えます。ただ、行政区というくりには加入意思は必要ありませんが、自分はどどこ区に住人という認識は当然持つべきだと考えます。ここは、誤解のないようお願いいたします。

一方、自治会ですが、自治会というものは、一定の区域に住んでいる人や事業者等で構成をされ、地域を共同で管理・運営することを目的として組織された私的な集団であります。行政の末端でも下部組織でもありません。集団でありますから、その構成員となるためには、積極的か消極的かは別にして、そこに加わるという意思が必要となります。

これらをシンプルに整理しますと、行政区は単なる区割りでありまして、行政と直接つながるものでありますが、自治会は、あくまで私的に活動する任意集団ということになります。

笠間市では多くの場合、自治会のエリアであったり、呼び名が行政区と同一である場合が多く、また、古くからそうしていたこともあって、自治会という結果的に何々区という認識が浸透してしまっているのが現状です。そういったことから、多くの方が行政区イコール自治会という感覚を持っていたとしても、それ自体は不思議ではありません。不思議はないのですが、これが、殊、条例での表現、つまり書きぶりですが、そうなると話別であります。

あくまでも、言葉・単語の意味合いは、正しく表現されなければなりません。

先ほど述べたように、行政区の一員であるかどうかは自動的に決まってしまうのでありますから、本条例案にある行政区への加入云々という書きぶりは、理屈に合わないばかりか、大きな誤解を招き、本来の行政区の考え方すらゆがめかねない、何とも危険な表現になってしまっております。

今、どこの区でも問題になっている、区に入る・入らないという現象は、正しい言い方をするのであれば、区という名の自治会に入る・入らないということを意味しているのでありますから、こここのところはきちんと整理整頓をしておかなければなりません。行政区

という、意思に関係なく自動的に所属が成立する単位に対し加入を勧めるという、そもそもの考え方が誤っているこの条例案は、間違いなく住民の誤解を生んでしまいます。

ですから、条例の名称が、例えば、笠間市行政区内で組織される自治会等への加入及び参加を促進する条例、もう一度言います、笠間市行政区内で組織される自治会等への加入及び参加を促進する条例という名称になっていて、それに沿った定義づけと条文構成ができていれば、行政区というものへの誤った認識を誘うことなく、大いに賛同する余地はあると考えますが、今述べたように、本条例案は、基本的な考え方、表現に至らない点が数多くありますので、このままではとても賛同できるものではありません。

行政区と自治会は、全くの別物であります。そこを混同したままの本条例案は、今定例会においては、可決をすべきではありません。再度、きちんとした認識、文言の整理を行った上で、その書きぶり自体が適切に改められ、そして、次回以降の定例会に上程をする、そういう流れにすべきであります。

推進条例であるから、そんな細かいことはどうでもいいではないかと考えてはいけません。推進条例であるからこそ、きちんとしたものにしておかなければ、後々、取り返しがつかなくなります。現区長の中には、本条例案の持つマイナスの側面を大変危惧し、成立をさせないでほしい、そういう声があります。私も地元自治会において役員をやっておりますが、全くの同感であります。仮に、このまま可決、成立されてしまい、この条例を根拠に、今後、各行政区で加入勧奨が行われるとしたならば、区長や役員の方々は、条例ができたことによるマイナスの作用に苦しめられると推測いたします。

行政区と自治会の混同を広げてしまう恐れのある、この条例案は、大変に危険であります。だからこそ、本条例案は、今の書きぶりのままである限りにおいては、可決をすべきではありません。私が冒頭に述べた、行政区と自治会を混同しているという点、これは非常に重要な部分であります。この点に大きな欠陥があるということを御認識いただければと思います。

以上、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、6番中野英一君の発言を許可いたします。

〔6番 中野英一君登壇〕

○6番（中野英一君） 6番、政研会の中野です。議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例について、賛成の立場で討論します。

減少傾向が続いている行政区への加入率の低下を何とかしたいということで、この条例を制定するということでもあります。行政区への加入率は、平成23年度は約81%でしたが、令和3年度には約71%まで低下しており、この低下傾向は現在も続いています。

市としては、転入者に窓口で区長の連絡先を案内したり、平成28年3月からはパンフレットを配布し、本人の同意を前提に、連絡先を区長に情報提供できるように転入者に働きかけたりしてきました。さらに、平成29年度からは加入促進マニュアルを作成し、区長と

連携して、未加入者へ加入の働きかけに努力しています。

それでも、加入率の低下傾向に歯止めがかからないため、行政区の活動活性化、市民の行政区への加入及び行政区活動への参加を促進するとともに、基本理念並びに市民、行政区、事業者等及び市の役割を定めることにより、誰もが支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、この条例が制定されるものです。

しかし、条例の内容は、行政区への加入を義務化するものではなく、いわゆる理念条例となっているため、この条例を制定するだけでは加入率の低下傾向に歯止めをかけられるものではないと思います。憲法上、加入を義務化するような内容の条例はつくることができませんが、この条例をどう生かしていくかが課題であります。まずは、この条例を制定し、それを機に、市民、区長会、事業者、市行政が一体となって、行政区の活動活性化に向けた取組を進めることが肝要であります。

よって、本議案に賛成するものです。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論とします。

○議長（石松俊雄君） 討論が終了いたしました。

これより1件ごとに採決をいたします。

初めに、議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方はボタンを押してください。

可決することに賛成の方は、赤いランプがついているかどうか確認をしてください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例についてを採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

可決することに賛成の方は、赤いランプを確認してください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成16、反対4であります。賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 動産購入契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

-
- 議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算
 - 議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第40号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第41号 令和4年度笠間市介護保険特別会計予算
 - 議案第42号 令和4年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 - 議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
 - 議案第44号 令和4年度笠間市立病院事業会計予算
 - 議案第45号 令和4年度笠間市水道事業会計予算
 - 議案第46号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計予算
 - 議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算

○議長（石松俊雄君） 日程第4、議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算から議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算の10件を一括議題といたします。

審査が終了しております。

これより、予算特別委員会委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。
委員長田村泰之君。

〔予算特別委員長 田村泰之君登壇〕

○予算特別委員長（田村泰之君） 今期市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月8日、9日、10日、14日の4日間にわたり、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました令和4年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算の議案第38号から議案第47号の10件について、市当局から詳細な説明を受け、慎重な審査を行いました。

それでは、審査の過程での主な質疑等について、簡潔に御報告申し上げます。

初めに、議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算について、市長公室所管では、主なものとして、職員研修の内容について、移住促進に関する報告内容について、空き家利活用補助金を受けるための要件は何か、また、空き家解体撤去補助金は何件を想定している予算なのかなどの質疑がありました。

中でも、企画政策課所管では、地方創生応援税制寄附金をどのように活用し、事業を進めていくのかとの質疑に対し、総合戦略に基づく事業に対して充当し、防災拠点としていくための太陽光発電システム及び蓄電池システムの設置、特に、脱炭素に絡む部分に対して活用していく考えであるとの答弁がありました。

総務部所管では、主なものとして、合併特例債を導入する事業について、県補助金であ

る原子力地域振興事業費補助金の使途について、個人情報保護法改正支援業務内容について、固定資産税の増額要因について、不動産鑑定による今後の笠間市の評価予想についてなどの質疑がありました。

市民生活部所管では、主なものとして、ふるさと納税の収入状況について、個人番号カード交付事務補助金の内訳について、太陽光発電設備と蓄電池の補助の対象範囲についてなどの質疑がありました。中でも、環境保全課所管の地球温暖化対策実行計画の区域施策とはとの質疑に対し、笠間市全体の区域を対象として温暖化に対応するための計画であり、ゼロカーボンシティ宣言や脱炭素社会を実現していくために、どのように進めていくかを計画していきたいと考えているとの答弁がありました。

保健福祉部所管では、主なものとして、ひきこもり支援アウトリーチ事業の支援者への対応状況について、児童クラブ運営業務委託料、民間認定こども園入所負担金、放課後児童健全育成事業補助金、それぞれの予算の内容についての質疑があり、確認をしたところであります。

産業経済部所管では、主なものとして、新規就農者育成総合対策事業補助金の内容について、森林環境譲与税の使途について、栗のむき子の育成事業内容について、栗の台湾輸出事業計画の内容について、市内周遊ツアー誘客事業の比較内容についてなどの質疑がありました。中でも、農政課所管の新規事業である小菊生産支援事業補助金について、補助対象は誰になるのかとの質疑に対し、「現在、小菊栽培をしている農家が継続していけるよう事業を進めていき、その後、新規就農者が入って来られる仕組みづくりが必要と考えていることから、5年間の中で研究し、支援をしていきたい」との答弁がありました。

都市建設部所管では、主なものとして、市営住宅管理委託の業務内容について、合併市町村・まちなか活性化支援事業補助金の事業内容について、多目的広場の整備状況について、安居工業団地に係る予算の内容及び今後の計画などについて確認をしたところです。

教育委員会所管では、主なものとして、オンライン授業の体制について、スイミングスクールの指導業務や送迎業務委託の内容について、大日堂取得に伴う一般公開に向けた今後の計画について、電子書籍の利用状況について、笠間城の進捗状況についてなどの質疑がありました。中でも、スポーツ振興課所管では、協力者謝礼の予算について、市長杯スナッグゴルフ大会への周知を検討しているとの説明に対し、「小学校も、笠間市出身のプロゴルファーと触れ合うことでモチベーションが上がると思うので、周知に向けて努力してほしい」との要望がありました。

消防本部所管では、主なものとして、防火水槽の設置状況について、救急高度化研修内容についてなどの質疑があり、確認をしたところでもあります。また、消防団員が減少していることから、「消防団員の確保に努力してほしい」との意見がありました。

議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算では、糖尿病性腎症重症化予防事業委託の事業内容について質疑し、確認をしたところでもあります。また、一般被保険

者の滞納分保険料に関して、「納付してもらうことは困難であると思うが、計画的に徴収をお願いしたい」との意見がありました。

議案第41号 令和4年度笠間市介護保険特別会計予算では、「低所得者保険料軽減繰入金予算が計上されているが、対象者は何名見込んでいるか」との質疑に対し、「7,269名を見込んでいる。また、軽減の対象者は、例年と同様の推移となっている」との答弁がありました。

議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算では、「農業集落排水使用料の増収要因は何か」との質疑に対し、4月から料金改定による15%の値上げ及び友部北部地区の供用開始に伴う増収が要因であるとの答弁がありました。

議案第44号 令和4年度笠間市立病院事業会計予算では、主なものとして、臨床検査委託の現況について、病児保育の現状について、現在の医師の人数、医師の専門分野について質疑をし、確認をしたところであります。

議案第45号 令和4年度笠間市水道事業会計予算では、水道加入件数の推移について、水道事業と包括業務委託の予算内容について質疑し、確認をしたところです。

議案第46号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計予算では、岩間工業団地内の契約供給件数について、工業用水の原水の余力及び水源について確認をしたところです。

議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算では、下水道利用使用料の増収要因について、現在の徴収方法及び滞納状況について質疑し、確認をしたところです。

以上が、審査の過程においての主な質疑、意見等であります。

次に、討論であります。議案第38号、議案第43号、議案第47号の議案について、反対討論がありました。

初めに、議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算についてでは、一般会計から農業集落排水事業特別会計と公共下水道事業会計の繰出金が減少していること。マイナンバーカード導入及び促進のために、多額の予算が計上されていること。マイナンバーカードの活用により、個人情報の保護に危険性があり、国家機関による国民の監視につながる危険性があること。会計年度任用職員等の期末手当の引き下げをする予算となっていること。笠間小学校、笠間中学校の統合により導入されたスクールバスについては、通学距離によるスクールバス料金を保護者から負担を求めず無償化にすること。

次に、議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてでは、農業集落排水使用料を15%の値上げをするため、使用料の収入が増加する予定にある。その一方で、一般会計から繰入金を削減している。使用料の増収分を一般会計から繰入れの措置をすれば、使用料の値上げは不要であること。

最後に、議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算についてでは、下水道使用料が前年度より増収する見込みであり、その増加分は下水道料金15%増の影響である。その一方で、一般会計補助金は前年度に比べて減額になっている。この減額分に対して、

財源が確保されていないこと。

以上、3議案について、市として不適切な予算措置であるとの理由から、反対の討論がありました。

なお、議案第40号、議案第42号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

当委員会に付託された議案の採決結果であります。議案第38号、議案第43号、議案第47号の3件につきましては、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第44号、議案第45号、議案第46号の7件につきましては、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄でございます。議長の許可を受けまして、討論をいたします。議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算に、反対の立場で討論をいたします。

3月8日から14日まで4日間にわたり、委員長をはじめ9名の委員で、執行部から提案されました議案に関して質疑を重ね、内容の理解を深めるよう努力をしております。関係者の皆さんの御尽力に感謝申し上げます。また、その後の討論の展開を通じて検討した結果を踏まえ、討論を行います。

一般会計予算に関しましては、議案全体に関しましては、賛成できる内容が多々ございます。

新型コロナウイルス感染症対策でのワクチン接種の早期実施、再生可能エネルギーの支援制度により気候変動とエネルギー対策の前進につなげること、検査体制の充実、生活困窮者対策、生活道路の改善、通学路の安全対策、教育予算の確保、国民健康保険税の一定額の軽減が国保加入者の99.5%にも及び、市民の負担軽減につながります。また、新規就農者に対する予算が計上され、農業に参入する青年を増やす予算となっており、意欲を持って農業に取り組む状況の整備に費用を充てるなど、多くの項目には賛成であります。

燃料費の高騰が続き、ガソリン代も高止まりの状況になる中、国の方針により、高齢者の医療費の窓口負担が1割から2割に増えるなど、市民生活は困難に直面します。このような中で、一般会計予算に反対する主な理由は、次の点であります。

一つは、4月1日から農業集落排水事業料金、公共下水道料金が15%値上げになります。4人家族で年間7,866円の負担増になるとの見込みが示されております。相次ぐ公共料金の値上げにより、市民の暮らしへの影響が心配されます。この値上げは避けることは可能ですが、一般会計の繰出金は減少し、値上げに対応するものとなっております。今まで一般会計から支出していた繰出金があれば値上げを回避することができますが、それに必要な予算措置が取られていません。

次に、マイナンバーカード導入と、その促進のために多額の費用を計上しております。マイナンバーとマイナンバーカードの活用により、個人情報流出の危険性があり、また、国家機関などによる国民の監視につながる危険性があり、これらは計上すべきではないと考えます。

次、一般職員、会計年度任用職員等の期末手当を引き下げるための予算になっています。人事院勧告による期末手当の引き下げが行われるためであります。コロナ禍の中でも懸命に職務に励む職員の労苦に応える予算とは言えません。

次に、スクールバス保護者負担金として、小学校保護者から211万6,000円、中学校保護者から54万円収入する予定です。笠間中学校、笠間小学校へ通学する児童生徒のスクールバス料金です。通学距離が、中学生では6キロ未満の生徒、小学生では4キロ未満の児童を対象にして収入する予算です。

児童生徒や保護者が統廃合を望んだわけではなく、行政の都合で小中学校が統廃合になりました。統廃合の以前に比べて通学距離が長くなり、そのために利用するスクールバス料金が有料というのは、経過からいっても、料金は無償化するべきであります。しかし、無償化に必要な予算が計上されておられません。

さらに、北関東自動車道笠間パーキングエリアスマートIC整備の促進に関して、最終的には、国庫補助、合併特例債併せて総額約9億8,000万円の事業になり、市負担が1億6,700万円との説明がございました。来年度予算では5,458万5,000円の費用をかけ、測量設計などの委託料、NEXCO負担金を支出する計画であるとの説明がございました。

その中の市負担は、笠間芸術の森公園などのイベント会場への代替路線を確保することや、道の駅かさまへのアクセスルートを確保することなどを目的とした、アクセス道路1号線、2号線の建設のための測量設計費用等に充てられる予定との説明がございました。このアクセス道路はあればそれなりに利用され、利便性は出るものと思います。しかし、友部インターチェンジから2キロ以内、市内には笠間西インターチェンジもあるなど、接近した地点にスマートインターチェンジをつくるメリット、その必要性和緊急性がどれだけあるか、費用対効果の観点から、今、優先的に取り組むべき課題なのかどうか、さらな

る検討が必要ではないかと考えます。

今、優先して取り組むことは、市民が日常的に使用する市内の生活道路や通学路の改善、医療、保健、教育、福祉、そして市民の暮らし、生業に対する支援の分野だと考えます。そのために、不急の課題や不要の課題を見直して、組替えをしてから成立を図るべきだと考えます。

以上の点が、2022年、令和4年度一般会計予算に反対する主な理由です。議員の皆様方には御理解と御賛同を賜りたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。皆さんとともに、よりよい予算にすることができることを期待しております。

次に、議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算に、反対の立場で討論いたします。

議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算は、農業集落排水使用料を15%値上げするため、使用料収入が1,621万5,000円増加しました。その一方で、一般会計繰入金を193万3,000円削減しております。一般会計から農業集落排水事業特別会計への繰入金が多いため、一般会計から農業集落排水への繰入金を減らすことが必要だとの観点から、住民の使用料を15%引き上げ、4人家族で年間7,866円の負担増になる予算となったためであります。4月からの値上がりで、基本料金は2か月につき20立方メートルまでの2,800円を3,220円に引き上げます。超過料金については、1立方メートル当たりの超過料金を、20立方メートルを超え40立方メートルまでは140円から161円に、40立方メートルを超え60立方メートルまでは150円を172円に、60立方メートルを超え200立方メートルまでは161円から184円に、200立方メートルを超えるものは170円から195円に引き上げるものであります。この方針は、特別会計を企業会計に変更し、費用の多くを受益者負担によって賄う方向での対応であります。住民の生活環境を、受益者負担主義の変形である汚水私費の原則により、住民負担で解消することを目指すものであります。

住民の生活環境を改善させるのは、自治体の大切な仕事です。義務的経費の側面が強い事業ですので、住民負担の軽減の観点から大幅に見直すことが必要と考えますので、この議案に反対いたします。議員の皆様方には御理解と御賛同を賜りたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。

次に、議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算に、反対の立場で討論いたします。

笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例の成立に基づいて、2か月当たりの基本料金と超過料金を引き上げるものであります。令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算では、営業収益の下水道使用料が前年に比べて9,200万円増加する見込みです。その増加分は、下水道料金15%増の影響です。一方で、一般会計補助金は、前年度に比べて1億3,937万5,000円減額になっております。この減額分を、9,200万円を復活すれば、値上げの影響を避けることができます。今回の値上げによる影響は、4人家族では年間7,866円

の値上げになります。公共料金の相次ぐ値上げは、家計を直撃します。

自治体では、一般に市民生活に必要な支援を、一般会計からの組入れという方法で対応しており、その額は、本市の2021年、令和3年度の繰入金並みであります。今回の方針は、特別会計を企業会計に変更し、費用の多くを受益者負担によって賄う方向での対応です。住民の生活環境を、受益者負担主義の変形である汚水私費の原則による住民負担で解消することを目指すものです。住民の生活環境を改善・向上させるのは、自治体の大切な仕事です。義務的経費の側面が強い事業ですので、住民負担の軽減の観点から大幅に見直すことが必要と考えます。

値上げを避ける必要があり、可能ですが、そのための措置が取られていないため、この議案に反対いたします。議員の皆様方には御理解と御賛同を賜りたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。

以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 次に、4番田村幸子君。

〔4番 田村幸子君登壇〕

○4番（田村幸子君） 4番、市政会・公明の田村幸子です。市政会・公明を代表し、議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算、議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算、議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算に、賛成の立場から討論いたします。

今回のコロナ禍は、これまでの人口減少時代への対応という大きな課題に加えて、地域医療、保健、産業、教育、行政など、幅広い範囲に取組の加速化につながる影響と変化をもたらしました。また、少子化・高齢化を背景とした様々な課題、脱炭素化をはじめとする地球規模の課題など、統合的な対策が求められています。

そうした状況を捉えて、ダイバーシティの推進、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現の三つを支点に、住みたくなる笠間暮らしの構築を重点課題とし、笠間市第二次総合計画及び第2期笠間市創生総合戦略に即した52の取組を重要事務事業として、令和4年度予算には設定されています。健全な財政運営を継続するため、財源不足の解消に向けた取組の一方で、重点的な課題への新たな取組を積極的に進める予算内容になっているのではないのでしょうか。

予算特別委員会や、先ほどの反対討論の中に、農業集落排水事業特別会計と公共下水道事業計画に、一般会計からの繰入額を増やせば料金値上げはしなくて済むと誤解されかねないような発言が入っておりました。そもそも、下水道料金の値上げについては、昨年年第3回定例会で、農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例と公共下水道条例の一部を改正し、既に議決されたものです。

公共下水道事業会計は企業会計ですから、本来は使用料で事業が賄われなければなりません。しかしこれまでは、一般会計から9億円近く繰り入れて成り立っていました。一般

会計から繰り入れるということは、下水道を使っていない市民の税金も含めてつぎ込むということになります。下水道を使用している市民と使用していない市民の間に、不公平が生じてしまいます。それを解消するために、料金値上げをせざるを得ないと思います。

農業集落排水事業特別会計も、令和5年度には公営企業法が適用される予定です。公共下水道事業会計と同様に、3億円を超える一般会計からの繰入金を少しでも減らすために、料金値上げをせざるを得ません。

例えば、国民健康保険税が値下げになったのは、一般会計からの繰入金を増やしたからではありません。平等割を廃止し、賦課方式を所得割と均等割の2方式に変更したことによるものです。その背景には、市町村ごとではなく、茨城県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を果たすことによって、制度の安定が図られたことがありました。つまり、市から財政運営主体を県に移すことによって、スケールメリットが働いたということです。公共下水道事業や農業集落排水事業も国民健康保険会計のように、赤字構造を転換する思い切った経営改善策が求められています。一般会計からの繰入金を増やすことは、この赤字構造を悪化させるだけで、何の解決にもなりません。

また、笠間市の職員の期末手当の引き下げについてですが、これは人事院勧告を踏まえて実施されるものです。御承知のように、人事院勧告とは、国家公務員について、民間の水準に準拠した給与等の勤務条件を維持するための勧告で、公務員の労働基本権制約の代償措置として行われているものです。それを踏まえて行われる措置ですから、何ら問題のあるものではありません。

さらに、地方財政法の第26条に地方交付税の減額の規定があり、地方公共団体が法令の規定に違反して著しく多額の経費を支出した場合については、総務大臣が地方交付税を減額できると定められています。この規定に基づく特別交付税の奨励等の定めの中で、減額される部分として、人事院勧告の基準を超えて支給する部分については減額の要因になると書かれていますから、もし笠間市が人事院勧告を踏まえずに職員の期末手当削減を実施しなかったら、国からの地方交付税の特別交付税が減額される可能性があるということも考慮しておかなければなりません。

また、スクールバス料金については、国の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令により、適正な学校規模の条件は、小学校にあつては通学距離がおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内と定められています。それに基づき、笠間市では、笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例の中で、片道の通学距離が3キロメートル以上の小学1年生、片道の通学距離が4キロメートル以上の小学2年生から6年生、片道の通学距離が6キロメートル以上の中学生については無料、片道の通学距離が3キロメートルから4キロメートル未満の小学2年生は半額、同じく小学3年生は3分の2、同一世帯で2人以上が利用する場合は、年長から数えて2人目は半

額、同じく3人目は3分の1、同じく4人目以降は無料としていますので、小中学校の廃統合による市としての責任は果たしているものと思います。

次に、マイナンバーカードについてです。

既に国ではデジタル庁が発足し、行政サービスのスピーディーな対応や効率化、利便性が図られようとしています。また、デジタル改革関連法の基本原則には、デジタル社会の形成は、多様な国民がデジタルの活用によってニーズに合ったサービスを選択でき、幸せになれる、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を旨として進めていくと書いてあり、特に、マイナンバーカードを活用した、災害、感染症に強い社会の構築を目指しています。

笠間市でも、市民誰もが利用しやすい、新しいサービスを提供することが必要と考えます。そのためには、マイナンバーカードは必要不可欠であり、今後、マイナンバーカードを持つことによる具体的なメリットやデメリットを、どう広く市民に周知していくか、そして、どうカードの所持率を上げていくかが課題となっています。デジタル活用支援員やデジタルサポーターなどの、人材の確保や育成の取組等々の予算も組まれています。

個人情報保護やセキュリティーの問題も、カード裏面に埋め込まれているICチップは、可能な限りのセキュリティー技術が詰め込まれていて、カードを盗んでも暗証番号が分かりません。番号が分かっても、カードから情報の抜き取りはできないという二重のセキュリティーが設定されています。また、マイナンバーは、社会保障、税金、災害対策の三つを使用目的としていますが、マイナンバーによって取得した情報は各機関によって個別に管理されるので、一つの機関のセキュリティーシステムが攻撃を受けても、芋づる式に情報が漏えいすることはありません。

以上の理由から、議案第38号、議案第43号、議案第47号に、賛成の意を表明するものです。議員各位におかれましても何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（石松俊雄君） 討論が終了いたしました。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

可決に賛成の方は、赤いランプを確認してください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成18、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和4年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和4年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

可決に賛成の方は、赤いランプを確認してください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数

であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 令和4年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 令和4年度笠間市水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

可決に賛成の方は、赤いランプを確認してください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成18、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は全て終了であります。今期市議会定例会に付議された議案の審議が、全て議了いたしました。

これにて、令和4年第1回笠間市議会定例会を閉会といたします。

この後、11時45分から全員協議会を開催いたします。10分間、休憩を取ります。45分に本議場にお集まりください。

午前10時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 村上寿之

署名議員 石井 栄